6 日本語教育推進室に、室長並びに日本語教育調査官及び日本語教師養成研修専門官それぞれ一人を置く。	［項を加える。］
7 前項の日本語教育調査官は、日本語教育機関における外国人に対する日本語教育に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（外交政策に係るもの並びに総合教育政策局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）に当たる。	［項を加える。］
8 日本語教師養成研修専門官は、日本語教師の資格に関する仕組みに関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。	［項を加える。］
9 第一項の日本語教育調査官は、外国人に対する日本語教育に関する調査、指導及び助言（外交政策に係るもの並びに総合教育政策局及び高等教育局、地域日本語教育推進室及び日本語教育推進室並びに日本語教師養成専門官及び日本語教育評価専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。	5 日本語教育調査官は、外国人に対する日本語教育に関する調査、指導及び助言（外交政策に係るもの並びに総合教育政策局及び高等教育局、地域日本語教育推進室並びに日本語教師養成専門官及び日本語教育評価専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。
10 日本語教師養成専門官は、日本語教師の養成及び研修に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（日本語教育推進室の所掌に属するものを除く。）に当たる。	6 日本語教師養成専門官は、日本語教師の養成及び研修に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。
11 日本語教育評価専門官は、日本語教育の評価に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（日本語教育推進室の所掌に属するものを除く。）に当たる。	7 日本語教育評価専門官は、日本語教育の評価に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。
附　則	**附　則**
（研究開発局企画官の設置期間の特例）	（研究開発局企画官の設置期間の特例）
第六条 第六十九条第一項の企画官は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。	**第六条** 第六十九条第一項の企画官は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二十四条（見出しを含む。）の改正規定及び第二十六条第三項の改正規定は令和五年十月一日から施行する。

○文部科学省・厚生労働省令第二号

こども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）の施行に伴い、公認心理師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

文部科学大臣　永岡　桂子
厚生労働大臣　加藤　勝信

公認心理師法施行規則の一部を改正する省令

公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省・厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（文部科学省令・厚生労働省令で定める施設）	（文部科学省令・厚生労働省令で定める施設）
第五条 法第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設であって、同条第一号に掲げる者と同等以上の第二条各号に掲げる科目に関する専門的な知識及び技能を修得させるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものとする。	**第五条** 法第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設であって、同条第一号に掲げる者と同等以上の第二条各号に掲げる科目に関する専門的な知識及び技能を修得させるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものとする。
一～十七　（略）	一～十七　（略）
十八　子ども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）に規定する国立児童自立支援施設	十八　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）に規定する国立児童自立支援施設
十九～二十六　（略）	十九～二十六　（略）

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。